（棚卸資産に関する注記）

第五条の二十二　財務諸表等規則第八条の三十三の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第十三条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～六　略］

七　棚卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）

八　［略］

［２・３　略］

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第三十一条の三　財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
棚卸資産	×××	×××
［略］		
固定資産		
［略］		
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
［略］		
固定負債		
［略］		
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
［略］		
評価・換算差額等		
［略］		

［条を加える。］

（流動資産の区分表示）

第十三条　［同上］

［一～六　同上］

七　たな卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）

八　［同上］

［２・３　同上］

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第三十一条の三　財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
たな卸資産	×××	×××
［同左］		
固定資産		
［同左］		
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
［同左］		
固定負債		
［同左］		
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
［同左］		
評価・換算差額等		
［同左］		